お客様受付日：　　年　　月　　日

必要書類一覧表（交通災害共済　傷害）

この度は交通事故により受傷されたことに対しまして、お見舞い申し上げます。

共済見舞金請求に必要な書類は次表のとおりですので、ご準備いただき、ご用意いただいた書類がすべてそろっていることの確認をお願いいたします。

※　各種提出書類は原本を総務課防災交通係の窓口に持参または郵送ください。
必要な場合には写しを取らせていただきますので、あらかじめご了承ください。

No.	書類名	要否	お客様確認欄	担当者確認欄	備　考
1	共済見舞金請求書（２枚複写式）	○	□	□	書類の１枚目に押印願います。 未成年者が被災者の場合は、保護者請求となります。
2	交通事故証明書	△※	□	□	申請用紙を郵便局窓口に提出すると、１週間程度で郵送されます。
3	交通事故申立書 （警察署に届出をしていない場合など交通事故証明書を添付できない場合）	△※	□	□	（※２　交通事故証明書、３　交通事故申立書についてはどちらかの書類提出が必要となります）
4	診断書（証明書）	○	□	□	２枚複写式になっています。 治療病院で１枚発行してもらいます。 受傷年月日、受傷原因、入院期間、通院日が明記されていれば、他の保険会社様式でも可です。
5	加入者証（兼領収書）	○	□	□	加入者証は交通災害共済に加入したときに交付しています。（コピー可） 紛失の場合は、お申し出ください。
6	通帳またはキャッシュカード	○	□	□	誤送金防止の目的です。（コピー可）

書類がすべて揃っていることをご確認のうえ、レ点をご記入ください。

※「２　交通事故証明書」及び「４　診断書」については、保険会社等において自賠責保険等の請求に使用したものの写しに原本証明がされている場合、その書類により請求できます。

■共済見舞金の請求期間
請求できる期間は、事故にあった日から２年以内です。

■見舞金のお支払いまでの期間
請求者へ「共済見舞金決定通知書」が送付されたのち、ご指定の口座に振込送金されます。
（請求書提出から送金まで約１ヶ月ほどかかります。）

【問い合わせ先】
〒028-4395　岩手町大字五日市 10-44
岩手町役場　総務課防災交通係（庁舎２階３番窓口）
電話：0195-62-2111（内線 208）FAX：0195-62-3104